

令和6年12月26日、日置市農業委員会会長奥和俊は、令和6年度12月総会を日置市役所東市来支所4階第4会議室に招集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第 59 号 農地法第3条許可申請書審議について	(15件)
議案第 60 号 農地法第5条許可申請書審議について	(6件)
議案第 61 号 非農地証明願出書審議について	(2件)
議案第 62 号 農用地利用集積計画審議について	(13件)
議案第 63 号 農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議について	(104件)
議案第 64 号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画に係る意見聴取審議について	(3件)

〈 出席委員 〉 (16人)

1番 奥 和俊 (会長・議長)	2番 地頭所 忠一	
4番 重水 賢治	5番 山口 義廣	
7番 荒木 信之	8番 銚之原 正美	9番 黒葛 クルミ
10番 上原 孝一	11番 今屋 政市	12番 池田 初男
13番 満尾 修一		15番 宮脇 誠
16番 梅本 昭広	17番 西園 賢一郎	18番 横山 義晴
19番 中玉利 一郎		

〈 欠席委員 〉 (3人)

3番 楠 眞憲 6番 久保 聖子 14番 今村 龍太郎

〈 出席推進委員 13人)

20番 佐藤 洋三	21番 松崎 秀樹	22番 下池 健悟	23番 川畑 直樹
24番 有村 昭郎	25番 南田 達宏	26番 榎園 博文	27番 池田 直人
28番 樋元 和則	29番 濱崎 浩一	30番 田中 博視	
32番 鶴田 浩志		34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (2人)

31番 有馬 孝一 33番 田中 宏和

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	成田 郷	次長兼農業振興係長	小園 和仁
農地調整係長	福留 明博	農業振興係	迫田 多恵子
農地調整係	石塚 健一		

(開会 9時00分)

会長 ただいまから、令和6年度12月定例総会を開会します。

本日の出席委員は19名中16名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。

なお、(楠真憲委員、久保聖子委員、今村龍太郎委員) から欠席届が提出されています。

また、農地利用最適化推進委員が13名出席しております。

なお、(有馬孝一委員、田中宏和委員) から欠席届が提出されています。

それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。

会長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、2番「地頭所忠一」委員と4番「重水賢治」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、議案第59号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 さきに、資料の訂正をお願いします。4頁の番号15の備考欄中の「番号6」が「番号5」でしたので訂正をお願いします。

2頁から4頁までの15件です。

番号1の権利種別は使用貸借権設定、権利取得後の経営面積は 804㎡、作物は水稻です。

番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 4,025㎡、作物は水稻です。

番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は18,052㎡、作物は飼料米です。

番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は18,230㎡、作物は飼料米です。

番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 641㎡、作物は野菜です。

番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 5,029㎡、作物は野菜です。

番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 1,377㎡、作物は牧草です。

番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 7,090㎡、作物は野菜です。

番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 2,450㎡、作物は水稻です。

番号10の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 508㎡、作物は果樹です。

番号11の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 1,228㎡、作物は野菜です。

番号12の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 502㎡、作物は野菜です。

番号13の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 1,500㎡、作物は野菜です。

番号14の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 2,255㎡、作物は果樹です。

番号15の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 264㎡、作物は野菜です。

以上、計15件、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

20番 議案第59号の番号1について報告いたします。

令和6年12月19日、私と正の奥会長は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第59号の番号2について報告いたします。

令和6年12月19日、私と副の川畑委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論として、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第59号の番号3について報告いたします。

令和6年12月21日、私と副の池田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論として、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第59号の番号4について報告いたします。

令和6年12月21日、私と副の池田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論として、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第59号の番号5について報告いたします。

事務局 令和6年12月23日、私と副の今村委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

代読 農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論として、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第59号の番号6について報告いたします。

令和6年12月23日、私と正の久保委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論として、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

なお、対象農地にはコンテナや資材等色々なものが置いてあり、現在一部しか耕作されていない状況であるので、全てを農地として利用するように指導しました。

7番 議案第59号の番号7について報告いたします。

令和6年12月20日、私と副の榎園委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈及び重機等により耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第59号の番号8について報告いたします。

令和6年12月23日、私と副の下池委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番 議案第59号の番号9について報告いたします。

令和6年12月20日、私と副の宮脇委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番 議案第59号の番号10について報告いたします。

令和6年12月19日、私と副の鶴田委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈り等により耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番 議案第59号の番号11について報告いたします。

令和6年12月19日、私と副の鶴田委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第59号の番号12について報告いたします。

令和6年12月19日、私と副の奥会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論として、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第59号の番号13について報告いたします。

令和6年12月19日、私と副の奥会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論として、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

13番 議案第59号の番号14について報告いたします。

令和6年12月23日、私と副の濱崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農

地の現況は、耕作中及び一部草刈り等により耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論として、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

13番 議案第59号の番号15について報告いたします。

令和6年12月23日、私と副の濱崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈等により耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論として、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。 議案第59号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 【質問・意見等なし】

会長 質疑等ございませんので、議案第59号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 【賛成多数】

会長 賛成多数です。議案第59号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第3、議案第60号「農地法第5条許可申請書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

- 事務局 資料の21頁をご覧ください。6件です。
番号1の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。
なお、すでに転用済みのため、始末書を添付しての申請です。
番号2の転用目的は、現場事務所、仮設トイレ、駐車場、権利種別は賃借権設定です。
期間は、6か月です。なお、すでに転用済みのため、始末書を添付しての申請です。
番号3の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。
なお、転用面積が500㎡を超えていますが、理由書を付けての申請となります。
番号4の転用目的は、現場事務所、仮設トイレ、駐車場、権利種別は賃借権設定です。
期間は、2年です。なお、すでに転用済みのため、始末書を添付しての申請です。
番号5の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。
番号6の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。
以上、6件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 12番 議案第60号の番号1について報告いたします。
令和6年12月19日、私と正の奥委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。
農地の区分については、市街地区域に近接する区域内にある農地であり、その規模が10ha未満の約0.5haであるので、第2種農地の「市街地近接農地」と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 12番 議案第60号の番号2について、報告いたします。
令和6年12月19日、私と正の奥委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は耕作中の農地です。
農地の区分については、農用地 区域内 農地ではありますが、仮設工作物の設置など一時的な利用に供するために行うものであるため、その利用目的達成上その農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるので、農用地 区域内 農地の一時転用と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 4番 議案第60号の番号3について報告いたします。
令和6年12月19日、私と副の川畑委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約3.7haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論として、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番

議案第60号の番号4について報告いたします。

令和6年12月19日、私と副の榎園委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、10ヘクタール以上の農地の広がりのある、第1種農地ですが仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、その利用目的達成上その農地を供することが必要であると認められるので、第1種農地の一時転用と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論として、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

13番

議案第60号の番号5について報告いたします。

令和6年12月23日、私と副の濱崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、申請地は日置市役所日吉支所から約 0.4kmに位置し、市役所から約 300mより遠く約 500m以内に位置する農地であるので、第2種農地の 500m以内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論として、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番

議案第60号の番号6について報告いたします。

令和6年12月20日、私と副の満尾委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約 0.6haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論として、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長

はい、ありがとうございました。

議案第60号の「農地法第5条許可申請書審議」のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場

〔質問・意見等なし〕

会長

質疑等ございませんので、議案第60号の「農地法第5条許可申請書審議」のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第60号の「農地法第5条許可申請書審議」のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第4、議案第61号「非農地証明願出書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の29頁をご覧ください。2件です。
非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。
番号1は、20年以上経過した宅地です。
番号2は、20年以上経過した宅地です。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

5番 議案第61号の番号1について報告いたします。
令和6年12月20日、私と副の池田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地です。
認定基準の該当項目は2号宅地で、農地として利用できない土地です。
総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第61号の番号2について報告いたします。
令和6年12月20日、私と副の満尾委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地です。
認定基準の該当項目は2号宅地で、農地として利用できない土地です。
総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第61号のすべての案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第61号のすべての案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第61号のすべての案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第62号「農用地利用集積計画審議」を議題とします。
それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。
ここで、議長の交代をします。

代理 奥和俊委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

1番 [退席]

代理 事務局の説明を求めます。

事務局 34頁の所有権移転分の番号3です。贈与です。
面積について、田が2,878㎡、計2,878㎡、作物は水稻です。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致し

ていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

代理 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

代理 質疑等ありませんので、議案第62号の奥和俊委員が関係する所有権移転の番号3の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

代理 賛成多数です。議案第62号の奥和俊委員が関係する所有権移転の番号3の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨、答申します。

奥委員に着席の連絡をしてください。

1番 [着 席]

代理 ここで、議長の交代をします。

会長 次に、地頭所忠一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

2番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 37頁の利用権設定分の番号9及び番号10です。貸借です。

この案件につきましては、本人分及び借人が地頭所委員と2親等以内の親族であるため、議事への参与を制限いたします。

面積について、田が 686㎡、畑が 1,895㎡、計 2,581㎡、うち再設定面積は無し。

利用権設定件数は2件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第62号の地頭所忠一委員が関係する所有権移転の番号9及び番号10の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第62号の地頭所忠一委員が関係する所有権移転の番号9及び番号10の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨、答申します。

地頭所委員に着席の連絡をしてください。

2番 [着 席]

会長 議案第62号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 まず、所有権移転分です。資料の33頁から34頁です。

番号1は贈与です。

面積は、畑が30,646㎡、計30,646㎡、作物は茶です。

番号2は売買です。

面積は、畑が 603㎡、計 603㎡、作物は茶です。

次に利用権設定分です。資料の35頁から36頁です。貸借です。

面積について、畑が 9,316㎡、計 9,316㎡、うち再設定面積は 7,850㎡。

利用権設定件数は8件、うち再設定件数は6件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致

していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第62号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第62号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 次に、日程第6、議案第63号「農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議」を議題とします。
それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。上原孝一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

10番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 39頁の番号1及び番号2です。貸借です。

この案件につきましては、借人が上原委員と2親等以内の親族であるため、議事への参与を制限いたします。

面積について、田が2,953㎡、計2,953㎡、利用権設定件数は2筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第63号の上原委員が関係する番号1及び番号2の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第63号の上原委員が関係する番号1及び番号2の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

上原委員に着席の連絡をしてください。

10番 [着 席]

会長 次に、地頭所忠一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

2番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 39頁の番号3です。貸借です。

面積について、田が961㎡、計961㎡、利用権設定件数は1筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第63号の地頭所委員が関係する番号3の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第63号の地頭所委員が関係する番号3の案件については、計画案どおり決定し

ましたので、市長へ、その旨、答申します。

地頭所委員に着席の連絡をしてください。

2番 〔着 席〕

会長 次に、重水賢治委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

4番 〔退 席〕

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 46頁の番号96から番号 104までです。貸借です。

面積について、畑が10,429㎡、計10,429㎡、利用権設定件数は9筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ありませんので、議案第63号の重水委員が関係する番番号96から番号 104までの案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第63号の重水委員が関係する番号96から番号 104までの案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

重水委員に着席の連絡をしてください。

4番 〔着 席〕

会長 次に、議案第63号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 資料の39頁から46頁です。貸借です。

面積について、田が58,771㎡、畑が83,962㎡、計 142,733㎡、利用権設定件数は92筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ありませんので、議案第63号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第63号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 次に、日程第7、議案第64号「農業経営基盤の強化の促進に関する計画に係る意見聴取審議」を議題とします。

会長 事務局の説明をお願いします。

事務局 資料の48頁をご覧ください。

本議案は、先月の総会後に、農林水産課から説明のありました、東市来地域、伊集院地域、日吉地域に係る農業経営基盤の強化の促進に関する計画、いわゆる地域計画について、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、日置市長からその意見を求められたものです。

説明を終わります。

会長 担当課より説明をお願いします。

農林水産課 11月28日の農業委員会総会後、東市来地域、伊集院地域、日吉地域の農業委員及び推進委員の皆

さんに説明させていただき、ご意見をいただいたものについては、修正等させていただきました。本日は、資料の方に、地域計画策定予定区域の地域ごとの地域名、対象区域、農用地等面積、筆数をお示ししております。ご審議のほどよろしくお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議長 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第64号の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議長 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第64号の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 以上で、本日の審議は終了しました。
令和6年度12月総会を閉会します。

(閉会10時30分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長 奥 和 俊

2 番 地頭所 忠一

4 番 重 水 賢 治